

excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約約款

2018年7月19日

エキサイト株式会社

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. エキサイト株式会社 (以下「当社」といいます。) は、電気通信事業法 (昭和59年法律第86号。その後の改正を含みます。) に基づき、この excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約約款 (以下「本約款」といいます。) を定め、これにより excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を提供します。

2. 本約款は、当社が提供する excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用するユーザー (第3条に定義します。) すべてに適用されます。

3. ユーザーは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関する登録の申込を行った時点で、本約款に同意したものとみなされます。ユーザーは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用するにあたり、本約款を十分に理解した上で誠実に遵守するものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、必要と判断した場合には、本約款を変更することができるものとします。約款が変更された後の excite MEC 光 接続プラン TYPE-D にかかる料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、本約款を変更する場合は、変更後の約款を当社所定のウェブサイト上に掲載する方法により通知します。なお、当該変更後の約款の内容が契約者にとって重要な影響を与えるときには、事前に合理的な周知期間を設けるものとします。

3. 前二項に定める本約款の変更の効力は、当社が通知を行った時点から生じるものとします。なお、当該通知がなされた後に契約者が異議をとどめることなく excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用を継続していた場合は、当該約款の変更について契約者の同意があったものとみなされます。

第3条 (用語の定義)

1. 本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1) 「エキサイトサービス」とは、当社のサービスの総称を意味します。

(2) 「エキサイト ID」とは、当社が別途定める「エキサイト・サービス利用規約」(「エキサイト・サービス利用規約」はこちらをご参照ください。 <https://info.excite.co.jp/top/agreement.html>) に同意のうえ、所定の手続きにより、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類のエキサイトサービス

スに共通のものを意味します。

(3)「エキサイトパスワード」とは、当社が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関し契約者に付与するパスワード(変更後のパスワードを含みます。)であって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。

(4)「ID 等」とは、エキサイト ID 及びエキサイトパスワードの総称を意味します。

(5)「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約」とは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関する契約を意味します。

(6)「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込」とは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の申込を意味します。

(7)「ユーザー」とは、エキサイトサービスを利用する個人又は法人を意味します。

(8)「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者」とは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込をした者を意味します。

(9)「契約者」とは、当社と excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を締結している者を意味します。

(10)「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行う excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込を意味します。

(11)「サービス開始日」とは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込を当社が承諾した後、当社が契約者にサービス開始日として通知する日を意味します。

(12)「最低利用期間」とは、当社が定める最低利用期間であって、当該 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D のサービス開始日をその起算日とするものを意味します。

(13)「消費税相当額」とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。その後の改正を含みます。)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額を意味します。

第 2 章 契約

第 4 条 (契約の成立)

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約は、利用希望者が本約款に同意した上で、当社の別途定める手続に従い excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込をし、当社が第 9 条(申込の承諾等)に定める承諾により当該申込者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。当社は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の成立後、契約内容を記載した書面(電子メールを含み、以下「契約書面」といいます。)を契約者に交付します。

2. サービス開始日は当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を契約書面にて契約者に通知するものとします。

第 5 条 (契約の単位)

1. 当社は、一種類の excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 毎に一つの excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を締結するものとします。

第6条 (ID 等)

1. 契約者は、ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 当社は、契約者が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
3. 契約者は、ID 等を第三者に利用させてはならないものとします。
4. 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者による ID 等の使用上の過誤又は第三者による ID 等の不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。また、当社は、契約者の ID 等を用いてなされた excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金（第 20 条に定義します。）を負担するほか、利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。
5. 契約者は、エキサイト ID を変更することはできません。
6. 本条の定めの一部は、当社が事前に承認した場合、適用しないことがあります。

第7条 (サービス利用の要件等)

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2. 当社は、第1項の他、エキサイトサービス上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し excite MEC 光 接続プラン TYPE-D に関する情報を通知します。なお、契約内容に関する通知は、当社から契約者に対して契約書面を交付することにより行うものとします。
3. 当社から契約者への通知は、前二項に基づき電子メールの送信もしくは当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点、又は、契約者が契約書面を受領した時点より効力を発するものとします。
4. 当社は、第1項に基づき契約者が指定したメールアドレスに対して、エキサイトサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メールを送信することがあり、契約者はこれを予め了承するものとします。

第8条 (申込)

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込は、本約款の内容を承諾した上で、以下各号に定める方法にて行うものとします。

- (1) 当社が指定する方法によるオンラインサインアップに対する申込。
- (2) 当社が運営する電話窓口に対する電話申込。
- (3) 当社が指定する方法による excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 申込の取次をする業者（以下「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店」といいます。）を利用した申込。

2. 当社は、以下に定める時点で申込があったものとみなします。

(1) オンラインサインアップ及び電話窓口を利用した申込を行った場合：excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者の当該申込が完了した時点。

(2) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店を利用した申込を行った場合：当社が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店から当該申込に関する通知を受領した時点。

3. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店を利用した場合、当該申込に際して excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店に提供する excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者の情報が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 取次代理店から当社に通知されることに予め了承するものとします。

4. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者は、当社が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）、協定事業者（excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）にその excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者のお客様 ID、アクセスキー等 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を提供するために必要な情報を通知することについて、同意するものとします。

第9条（申込の承諾等）

1. 当社は、申込があったときは、これを自己の裁量で承諾します。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該申込をお断りすることができるものとします。

(1) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務の履行を怠るおそれがあることが明らかである場合。

(2) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者が第18条（利用の停止）第1項各号の事由に該当する場合。

(3) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約し、もしくは当該サービスの利用を停止されたことがある場合。

(4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知した場合。

(5) 申込に際し、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合。

(6) 反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力を利用していた場合。

(7) その他不相当と当社が判断した場合。

2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者に対しその旨を通知します。

3. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者に対し、当該 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶することができるものとします。

第10条 (初期契約解除)

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D は、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除 (以下「初期契約解除」といいます。) の対象となります。

2. 契約者は、契約書面の受領日を1日目として8日目までの間に、当社所定の窓口にて所定の方法にて通知することにより、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を初期契約解除することができるものとします。

3. 前項の対象となる契約者 (以下「初期契約解除対象契約者」といいます。) は、以下に定めるとおりとします。

(1) 第4条 (契約の成立) に基づき、当社との間で excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約が成立した契約者。

4. 初期契約解除対象契約者以外の契約者が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の解除を希望する場合は、第14条 (契約者の解約) に定める方法にて解約するものとします。

第11条 (契約者の名称の変更等)

1. 契約者は、その氏名、住所又は居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。契約者は、当該通知を怠ったことにより、本約款の解約、利用の停止その他の不利益を被る可能性があることにつき、予め承諾するものとします。

2. 契約者以外の第三者が契約者の名称等の変更を申し出た場合、契約者からの委任状ならびに本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。

第12条 (契約上の地位の相続)

1. 契約者である個人 (以下「元契約者」といいます。) が死亡したときは、当該個人にかかる excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人は、引き続き当該契約にかかる excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供を受けることができます。当該申出があったとき

は、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 前項の場合、相続人は本人性確認のための公的証明書の提出が必要となる場合があります。

3. 第9条（申込の承諾等）の規定は、第1項の場合について準用します。この場合において、第9条中「申込」とあるのは「申出」と、「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第13条（権利の譲渡制限）

1. 契約者は、当社が事前に承認した場合を除き、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約に基づく権利の全部もしくは一部を譲渡又は貸与することができません。

第14条（契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該解約申込月末日に生じるものとします。

2. 第17条（利用の中断）第1項又は第19条（利用の制限等）の事由が生じたことにより excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用することができなくなった場合もしくは契約者においてインターネットを利用して指定解約フォームからオンラインによる解約をすることが困難となった特段の事情が存在する場合には、契約者は、前項の規定にかかわらず、当社が別途当該契約者に対して指定する方法で当社に通知することにより、当該契約を解約することができます。この場合において、当該解約は、前項に定める日と同日にその効力が生じるものとします。

3. 当社は第1項及び第2項の規定による解約がなされた場合でも、既に受領した excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他の金銭の払い戻し等は一切行いません。

4. 第34条（サービスの変更、追加又は廃止）第1項の規定により excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された excite MEC 光 接続プラン TYPE-D にかかる excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約が解約されるものとします。

5. 本条による契約者の解約の場合、解約の時点において発生している excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他の債務の履行は第5章に基づきなされるものとします。

第15条（当社の解約）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を解約することができます。

- (1) 第 18 条 (利用の停止) 第 1 項各号の事由があると当社が判断したとき。
 - (2) 第 34 条 (サービスの変更、追加又は廃止) 第 1 項に定めるサービスの廃止を当社が判断したとき。
 - (3) 本約款又は本約款に付随して当社が定める規定等に契約者が違反したと当社が判断したとき。
 - (4) その他、当社が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の継続が困難だと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。この場合において、当該解約の効力は、当該解約通知をした日に生じるものとします。

第 16 条 (移転時の契約の扱い等)

1. 契約者は、引越し等に伴い光回線を NTT 東日本地域から NTT 西日本地域へ移転し、又は NTT 西日本地域から NTT 東日本地域へ移転 (以下「回線移転」といいます。) する場合、移転先のお客様 ID、アクセスキーその他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を提供するために必要な情報を当社の指定する方法にて通知することにより、移転先においても継続して利用することができるものとします。
2. 契約者は、回線移転をする場合において前項に規定する移転先に係る情報を当社に通知せず、また第 14 条 (契約者の解約) に基づき、移転元において締結した excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の解約手続を怠った場合には、契約者が移転先において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用することができなかつたとしても、移転元において締結した当該契約に基づく月額料金の支払い義務を免れないものとします。

第 3 章 利用中止等

第 17 条 (利用の中断)

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、何らの責任も負うことなく、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供を中断することがあります。なお、以下の第 (3) 号及び第 (4) 号の事由による中断の場合には予め通知を行なうものとします。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 第 19 条 (利用の制限等) の規定により、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用を中止するとき。
 - (4) その他当社が必要と判断したとき。
2. 当社は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供を中断するときは、契約者に対し、前項第 (1) 号により中断する場合にあっては、その 7 日前までに、同項第 (2) 号により中断する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急

やむを得ないときは、この限りではありません。

第 18 条 (利用の停止)

1. 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、何らの責任も負うことなく、当該契約者の利用にかかる全ての excite MEC 光 接続プラン TYPE-D についてその全部もしくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき。

(2) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金等 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。

(3) 違法に、又は公序良俗に反する態様において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用したとき。

(4) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の使用量が一般的なユーザーの使用量に比して大きく、他のユーザーによる excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に支障をきたすと当社が判断した場合等、当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用したとき。

(5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用したとき。

(6) 第 9 条 (申込の承諾等) 第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。

(7) 契約者に対する破産手続開始の申立があった場合又は、契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたときもしくは補助開始の審判、民事再生手続開始等他の法的手続を受けたとき。

(8) 当社が契約者と連絡がとれなくなったとき。

(9) 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用したとき。

2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由 (該当する前項各号に掲げる事由) 及び期間を通知します。ただし、前項第 (3) 号、第 (4) 号及び第 (8) 号に該当する場合の他、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置をとることを妨げるものではないものとします。

4. 当社から excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。

5. 契約者が複数の excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約を締結している場合において、当該契約者のうちいずれかについて第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約

において excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供を停止することができるものとします。

第 4 章 通信

第 19 条 (利用の制限等)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。その後の改正を含みます。）に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り、契約者又は第三者が被ったいかなる損害及び不利益について一切責任を負わないものとします。

第 5 章 料金等

第 20 条 (契約者の支払義務等)

1. 契約者は、当社に対し、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関し、第 23 条（初期費用の額等）から第 29 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスにかかる初期費用、月額料金及びその他定める料金（以下、三者を総称して「excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金」といいます。）を支払うものとします。
2. 初期費用の支払義務は、当社が excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用の申込を承諾したときに発生します。
3. 月額料金は、サービス開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 18 条（利用の停止）の規定により excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供が停止された場合における当該停止の期間は、第 29 条（利用不能の場合における料金の調整）に規定される場合を除き、当該サービスにかかる月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
4. 第 18 条（利用の停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金を支払うものとします。

第 21 条 (料金の計算方法)

1. サービス開始日及び excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約の解約（最低利用期間を経過する前に解約があった場合を除きます。）の日が暦月のいずれの日にもかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、当該日の属する月についてその月の初日から末日までの一月分のサービス料をお支払い頂くものとします。
2. 利用料の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 23 条（初期費用の額等）

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の初期費用の額
無料

第 24 条（月額料金の額等）

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の月額料金の額
700 円+消費税相当額

第 25 条（債権の譲渡）

1. 当社は、本約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はそれを承諾するものとしてします。

第 26 条（遅延損害金）

1. 契約者は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとしてします。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとしてします。

第 27 条（消費税）

1. 契約者が当社に対し excite MEC 光 接続プラン TYPE-D に関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとしてします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとしてします。

第 29 条（利用不能の場合における料金の調整）

1. 当社の責に帰すべき事由により excite MEC 光 接続プラン TYPE-D が全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請

求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2. 前項の規定は、本約款において、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第 30 条 (料金等の請求方法)

1. 当社は、契約者に対し、毎月の月額料金及び月額料金以外に利用料が必要な場合において当該利用料を請求します。

2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書並びに領収書を一切発行する義務を負わないものとします。

第 31 条 (料金等の支払方法)

1. 契約者が、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金について当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにて、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。

2. 当社は、第 24 条第 1 項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額を、クレジットカードによる支払を選択した場合、クレジットカード会社に請求するものとします。

3. 契約者とクレジットカード会社との間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

4. 契約者は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。

(1) 契約者が、クレジットカードにて、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務の支払を怠った又は当社が債務の支払を確認できなかった場合、当社が当該契約者に対して有する債権を回収するために要する費用を当該契約者が負担すること。また、当社が当該契約者に対し、払込票（コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行又は郵便局に提示することにより当社に対する支払いが可能となる帳票をいいます。）による債権回収を行った場合、払込票決済手数料として、当該契約者は、400 円＋消費税相当額を負担すること。

(2) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は当該債権と excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務と対当額で相殺することができること。

(3) 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の料金その他 excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 契約上の債務（第 31 条第 4 項第（1）号に定める債権を回収するために要する費用及び第 26 条に定める遅延損害金を

含みます。)の支払いを受ける権利の全部又は一部を、国が認可した債権管理回収専門業者、その他、当社が指定した第三者に譲渡する場合があります。

(4) 契約者がクレジットカードによる支払を選択した場合、当該クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2ヵ月分の料金が合算して請求となる場合があります。

第32条 (遅延損害金の支払方法)

1. 第31条(料金等の支払方法)の規定は、第26条(遅延損害金)の場合について準用します。

第6章 保証等

第33条 (保証及び責任の限定)

1. 当社は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの以下の事項について保証しません。

(1) 通信が常に利用可能であること。

(2) 通信の伝送帯域や速度。

(3) excite MEC 光 接続プラン TYPE-Dを利用して受発信される情報が消失し、又は毀損しないことその他通信の品質等に瑕疵のないこと。

2. 当社は、契約者がexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

4. 契約者がexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

5. 当社は、本約款に基づく契約者と当社との契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り、契約者がexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dとともに他社サービスを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき一切の責任を負いません。

第7章 雑則

第34条 (サービスの変更、追加又は廃止)

1. 当社は、都合によりexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの全部又は一部をいつでも当社の指定する方法にて変更、追加並びに廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項によるexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの全部もしくは一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

3. 当社は、第1項の規定によりexcite MEC 光 接続プラン TYPE-Dの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を当社所定のウェブサイト上に掲載する方法又は電子メール等を個別に送信する方法により通知します。

第 35 条（サービスの提供区域及び範囲）

1. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の提供区域は、日本国の全ての地域とします。
2. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用可能な光回線種別は、NTT 東日本、NTT 西日本が提供する以下の品目及び光コラボレーション事業者の提供する光回線とします。
 - ・フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼
 - ・フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼
 - ・フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ
 - ・フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ
 - ・フレッツ 光ライト ファミリータイプ
 - ・フレッツ 光ライト マンションタイプ

第 36 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、自ら excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負うものとします。第 34 条（サービスの変更、追加又は廃止）に記載する当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 契約者は、本約款に違反し、もしくは excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に伴い故意又は過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。
4. excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用に関して当社が契約者に支払う損害賠償額は、当社に故意又は重大な過失がない限り、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の対価として直近 1 年間に当該契約者から当社が受領した料金総額の 2 分の 1 を超えないものとします。

第 37 条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）

1. 契約者は、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D に関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。
 - (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為。
 - (2) excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用を通じて入手したテキストデータ、音声、

画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、総称して「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為。

（３）当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

（４）当社又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。

（５）当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為。

（６）詐欺等の犯罪行為に関連し、もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為。

（７）わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為又はそのおそれのある行為。

（８）無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為。

（９）excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。

（１０）第三者になりすまして excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用する行為。

（１１）有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。

（１２）第三者が行った通信環境の設定（ダイヤルアップネットワークの設定等）を、ダイヤル Q2 や国際電話等の通常の電話回線よりも高額な回線に変更してしまうようなプログラムないしソフトウェアを配置し、又は送信する行為。（例：ダイヤル Q2 に接続されるように設定された exe 等のプログラムを設置する行為等）

（１３）第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為。第三者が拒絶しているのかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。

（１４）当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。（例：ポートスキャン、不正アクセス等）

（１５）当社及び第三者の設備に著しく負荷を及ぼす態様でサービスを利用する行為。

（１６）本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為。

（１７）事業用に excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用している場合において、消費者

契約法その他の消費者保護を目的とした法令に違反する行為。

(18) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。

(19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデータ等へリンクを張る行為。

(20) 上記各号の他、法令、本約款又は公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の運営を妨害する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損し、もしくは当社もしくは第三者の財産権を侵害する行為、又はこれらのおそれのある行為、その他第三者もしくは当社に不利益を与える行為。

2. 契約者は、前項に掲げた行為の他、当社及びコンテンツ提供者が事前に承認した場合を除き、excite MEC 光 接続プラン TYPE-D に関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

(1) 商業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行う行為。

(2) 公職選挙法に抵触する行為。

(3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為。

第 38 条（契約者に係る情報の通知等）

1. 契約者は、当社が第 25 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者等第三者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報及び第 18 条（利用の停止）の規定に基づき excite MEC 光 接続プラン TYPE-D の利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者へ通知する場合があることについて、同意するものとします。

2. 契約者は、当社が第 25 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、請求事業者がその excite MEC 光 接続プラン TYPE-D に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社へ通知する場合があることについて、同意するものとします。

第 39 条（個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（プライバシーポリシーに関しましてはこちらをご参照ください。<https://info.excite.co.jp/top/protection/privacy.html>）に従って取り扱い、本約款に定めるほかはエキサイトサービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、ユーザー又は契約者が開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求めら

れる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、自らの個人情報を excite MEC 光 接続プラン TYPE-D を利用して公開するときは、第 36 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。

3. 当社は、契約者の個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

4. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第 40 条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、契約者の excite MEC 光 接続プラン TYPE-D 利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

3. 当社は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。その後の変更を含みます。）又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号）等の法令の定めに基づく強制的な処分又は裁判所の命令が行われた場合には、当該処分又は裁判所の命令の定める範囲内で第 1 項に定める守秘義務を負わないものとします。

第 41 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又は条項の一部が消費者契約法その他の法令において無効と判断される場合であっても、かかる無効は本約款の他の条項に影響を及ぼさず、本約款の条項は有効に存続するものとします。

第 42 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 7 月 19 日制定